

アルファバンクの教育資金贈与専用口座

(2026年4月1日現在)

令和8年度税制改正大綱より、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」は令和8年3月31日をもって終了となりました。

なお、同日までに拠出されてた金銭等については引き続き本措置を提供できます。

| |
|---|
| <p>○本専用口座は、2013年度税制改正における「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(以下、「非課税措置」といいます。)」に適用した商品です。</p> <p>○非課税措置の適用を受けるには、直系尊属からの贈与を受ける必要があります。直系尊属とは、例えば贈与を受ける方(受贈者)のご両親さま・祖父母さま等をいいます(したがって、伯父さまから甥御さまへの贈与等は対象となりません)。</p> <p>○本資料では、以下の表記としております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育資金を贈与する方(贈与者) ⇒ 祖父母さま等 ・教育資金の贈与を受ける方(受贈者) ⇒ お孫さま等 <p>○お孫さま等がすでに他の金融機関や当行の他の店舗に「教育資金非課税申告書」をご提出されている場合、本専用口座はご利用いただけません(ただし、すでに教育資金管理特約が終了している場合を除きます)。複数のご契約をされた場合、最初の一つを除き課税対象となりますのでご注意ください。</p> |
|---|

1. 教育資金贈与専用口座の概要

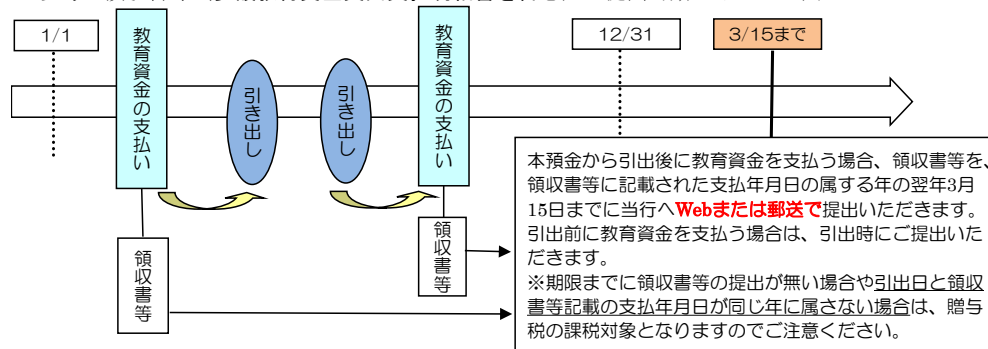
| 項目 | 内容 |
|-------------------|---|
| 商品名 | アルファバンクの教育資金贈与専用口座 |
| お預け入れ利率 | 毎月の店頭表示の普通預金利率を適用します。(変動金利) |
| お利息の計算方法 | 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算。 |
| お利息のお支払い | 毎年3月と9月の当行所定の日にお支払いします。 |
| お利息にかかる税金 | 源泉分離課税で20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優ご利用の場合を除きます。) ※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税となります。 |
| 専用口座の種類 | 普通預金 ※本専用口座は店頭でのお取引に限定させていただき、ATM・アルファダイレクトバンキングでのお取引、口座振替による自動引き落とし及びお振込によるお預け入れは取り扱いいたしません。 ※専用口座開設時に教育資金管理特約を締結させていただきます。 |
| 金利情報の入手方法 | 窓口にお問い合わせいただくか、当行のホームページをご覧ください。 |
| お引出方法 | 店頭窓口で随時お引き出しいただけます。口座開設店以外でも受付いたしますが、ATM、口座振替およびアルファダイレクトバンキングによるお引き出しは取り扱いいたしません。 |
| キャッシュカード | 発行いたしません。 |
| 口座管理手数料 | 無料 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・本預金は預金保険の対象として、同保険の範囲内で保護されます。 ・別途、特約により利息を無利息として、預金保険による全額保護の対象となる決済用普通預金として利用することができます。 ・マル優のお取り扱いができます。 |
| 当行が契約している指定紛争解決機関 | 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 |

2. お引き出しおよび領収書等のご提出について

☑ お引出方法は、次の①もしくは②となります。お孫さま等のご都合に合わせてご利用ください。

| | ①教育資金支払後に本口座から引き出し | ②本口座から引出後に教育資金を支払い |
|-----------|--|---|
| お引出方法 | 教育資金を支払後、当該領収書等を当行にWebまたは郵送で提出し領収書等の金額を上限に引き出す方法 | 本預金を引き出した上で、教育資金を支払い、後日当該領収書等を当行にWebまたは郵送でご提出いただく方法 |
| ご注意事項 | 教育資金を支払った年中に、口座から引き出す必要があります。 | 本口座から引き出した資金にて、当年中に教育資金を支払う必要があります。 |
| | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 領収書等に記載される支払年月日は口座からの引き出しと同じ年に属することが必要です。同じ年に属していない場合、引出金は教育資金以外の支出となり、贈与税の課税対象となりますのでご注意ください。 </div> | |
| お引出時の必要書類 | お通帳、お届けのご印鑑をお持ちください。 ※なお、現金で200万円超のお引き出しの場合は、ご本人確認書類(お孫さま等が未成年の場合お孫さま等と親権者さまの確認書類及び関係がわかる確認書類)が必要となります。 | |
| 領収書等のご提出 | Webにて支払情報・領収書等画像データを提出、または郵送にて領収書(原本)および「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」に関する領収書等明細一覧兼チェックシートを提出。 | 左記同様に領収書等に記載の支払年月日に属する年の翌年の3月15日までにWebまたは郵送にて提出。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 期限までにご提出のない場合、引出金は教育資金以外の支出となり贈与税の課税対象となりますのでご注意ください。 </div> |
| ご注意 | 「少額教育資金支出支払明細書」について 領収書等に記載された支払金額が1回1万円(消費税込)以下で、且つ、その年中(暦年:1月1日から12月31日)における合計支払金額が24万円(消費税込)以下のものについて、領収書等に代えて明細書を提出することができます。 ※教育資金管理契約を締結した最初の年においては、2万円にその年の締結日以後の月数(締結日含む)を掛けて計算した金額が、その年中における合計支払金額の上限となります。 ※教育資金管理契約が終了した年においては、2万円に終了した日以前の月数(終了日含む)を掛けて計算した金額が、その年中における合計支払金額の上限となります。 ※一度お引き出しされた資金の一部または全部を再度専用口座へお預け入れはできません。 ※23歳以上のお孫さま等が本非課税措置の適用を受け支払いを行う場合、非課税措置が適用される教育資金の範囲に制限がありますのでご注意ください。 教育資金とみなされない分のお引き出しをした場合や期限までの領収等の提出がない場合は、贈与税の課税対象となります。 | |

《参考》領収書等(少額教育資金支出支払明細書を含む)の提出時期のイメージ図



3. 非課税措置の対象となる教育資金の範囲

(ア) 学校等に対して直接支払われる金銭

学校等(注)への支払いは上限1,500万円

(注)学校等…幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、高等専門学校、専修学校、各種学校、保育所、認定こども園、外国の教育施設のうち一定のもの、海外の日本人学校、インターナショナルスクール(国際的な認証機関に認証されたもの)等

(イ) 学校等以外の者(注)に対して直接支払われる金銭で社会通念上相当と認められるもの

学習塾やスポーツ教室等の習い事等への支払いは上記1,500万円のうち、500万円を上限として非課税となります。

(注)学校等以外の者…学習塾、スポーツ教室、文化芸術にかかる教室等

(注)物品の販売店等業者への支払いであっても、学校等における教育に伴って必要な費用で、学生等の全部または大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたものは(イ)に該当します。具体的には、学校等における教育に伴って必要であり、学校等が書面で業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼しているものを指します。

※23歳以上のお孫さま等が本非課税措置の適用を受け支払いを行う場合、非課税措置が適用される教育資金の範囲に制限があります。塾や習い事等で支払われる金銭で、教育に関する役務の対価、スポーツ・文化・芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供または指導に係る物品の購入費および施設の利用料は本非課税措置の対象となる資金使途から除かれます。教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は、23歳以上のお孫さま等の支払いであっても本非課税措置が適用されます。

(ウ) 対象となる費用※領収書等が発行されることが必須となります。

① 学校等への支払いの場合

- ・入学金、授業料、入園料、保育料や施設設備費
- ・入学・入園試験の検定料
- ・学用品の購入費
- ・修学旅行費や給食費、その他学校等における教育に必要な金銭等

② 学校等以外の者への支払いの場合

- ・学習塾やそろばん教室など、役務の提供の対価や施設使用料など
- ・スポーツ(水泳・野球・サッカー等)や芸術(ピアノ・絵画・バレエ等)、その他の教養向上のための活動(習字・茶道等)に係る指導料など
- ・通学定期券代、留学のための渡航費などの交通費等

4. 領収書等について

(ア) 領収書等の種類

領収書等は原本をご提出ください。

① 領収書

領収書には、支払年月日、金額、支払者(宛名=お孫さま等、摘要等にお孫さま等の氏名が記載されている場合はお孫さま等の親権者さまでも可)、支払先の氏名(名称)及び住所(所在地)、摘要(※1)が記載されていることが必要です。

② 領収書以外の「支払の事実を証する書類(※2)」

「支払の事実を証する書類」には支払年月日、金額、支払者(宛名)、支払先の氏名(名称)及び住所(所在地)、摘要(※1)が記載されていることが必要です。

(※1)資金使途(例「●●代として」)の記入が必要です。また学校等以外の者(塾や習い事)で必要な費用を直接支払う場合の領収書については、資金使途に加えて、その内訳(例「●●月分●●料として(●回または●時間等)」)についても記載されていることが必要です。

(※2)「支払の事実を証する書類」は、文部科学省作成の「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」のQ&A(Q5-3)で例示されています。要件が不足する場合には振込依頼書等を合わせて添付することにより要件を明確にする必要があります。なお、当該添付書類も「支払の事実を証する書類」に含まれます。

③「少額教育資金支出支払明細書」

少額教育資金支出支払明細書には、受贈者の氏名、教育資金の支払年月日、支払金額、摘要(支払内容)、支払区分(学校等/学校等以外への支払の別)、支払先氏名または名称、支払先住所または所在地が記載されていることが必要です。

(イ) 学校等で必要な費用を学校等以外の者に支払う場合

上記(ア)の「領収書等」に加えて「学校等の書面(※)」をご提出いただくことが必要です。

(※) 年度や学期の始めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入票」等、

学校等が業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼している書面です。

なお、書面には学校名、年月日、用途・費目が記載されていることが必要です。

(注) 上記(ア)③の「少額教育資金支出支払明細書」に記載されるものについては、

「学校等の書面」の提出は不要となります。

◆非課税となる教育資金の範囲、「学校等」・「学校等以外」の区分、「領収書等」についての詳細は、文部科学省作成(文部科学省ホームページに掲載)の「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」をご参照ください。
※文部科学省ホームページ https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

5. 本専用口座の教育資金管理特約の終了

教育資金管理特約は下記のいずれかに該当する場合、終了いたします。

ただし、一定の条件(※)を満たす場合、最長で40歳までご利用いただけます。

(管理特約の終了後は、本専用口座はただちにご解約いただきますので、

引き続きご利用になることはできません。)

①お孫さま等が30歳になられた場合(30歳に達した日)

②お孫さま等が亡くなられた場合(亡くなられた日)

③本専用口座の残高がゼロとなり、お孫さま等と当行とで特約を終了させることで合意した場合

上記①または③の事由により教育資金管理特約が終了した時点で、未提出の領収書等がある場合は、

特約の終了した日の属する月の翌月末日までに当行にご提出ください。上記事由が発生して

特約が終了した場合、本専用口座は解約の手続きをとらせていただきますので、

お通帳、お届けのご印鑑、及びご本人確認資料をお持ちください。

(お孫さま等が未成年の場合、お孫さま等と親権者さまの確認書類及び関係がわかる

確認書類が必要となります。)

(※) 2019年7月1日以降にお孫さま等が30歳になられた場合、以下のA、Bに該当する場合には、

下記A、Bを確認できる書類をご提出いただくことにより、

教育資金管理特約は終了せず引き続きご利用いただけます。

30歳になられた翌日以後については、その年においてA、Bいずれかに該当しなくなった

場合には、その年の12月31日、またはお孫さま等が40歳になられる日のいずれか早い日に

教育資金管理特約は終了します。

A. お孫さま等が学校等に在学中の場合

B. お孫さま等が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講中の場合

6. 特約の契約期間中に祖父母さま等が亡くなられた場合の取扱い

契約期間中に祖父母さま等が亡くなられた際(※1)、教育資金の支払いに充てられていなかった残額の

全部または一部が祖父母さまから相続などにより取得したものとみなされ、相続税の課税対象(※2)と

なりますので、ご留意ください。

(※1) 祖父母さま等が亡くなられた日において以下のア～ウのいずれかに該当する場合は、残額があっても相続

税の課税対象になりません。

ア. お孫さま等が23歳未満の場合

イ. お孫さま等が学校等に在学中の場合

ウ. お孫さま等が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講中の場合

ただし、2023年4月以降に贈与された資金について、祖父母さま等が亡くなられた際に相続税の課税価格の

合計額が5億円を超える場合は、お孫さま等が上記に該当する場合であっても、教育資金の支払いにあてられ

ていなかった残額の全部または一部が祖父母さま等からの相続になどにより取得されたものとみなされます。

(※2) 非課税措置の適用を受けた時期により税法上の取り扱いが異なります。

相続税の課税対象となる残額は以下のとおりです。

| 非課税措置の適用を受けた時期 | 相続税の課税対象となる範囲 ※教育資金に充てられなかった残額が対象 |
|-----------------|---|
| 2019年3月以前 | 相続税の課税対象となりません |
| 2019年4月～2021年3月 | 祖父母さま等のお亡くなりになった日から3年以内に取得した資金 |
| 2021年4月以降 | 祖父母さま等がお亡くなりになった日における取得した資金 受贈者がお孫さま等の場合、相続税の2割加算を適用 |

①祖父母さま等がお亡くなりになった場合には、速やかに当行への届出をお願いいたします。別途、亡くなられた事実の分かる公的書類をご提出ください。

なお、上記(※2)において、相続税の課税対象とならない場合は届出が不要となります。

②教育資金のために支出した金額を確定するために、お孫さま等は祖父母さま等の亡くなられた日以前に支払われたことを証する未提出の領収書等がある場合は、速やかに当行窓口にご提出ください。

③当行は、お孫さま等からの届出を受け、管理残額(※3)をお知らせいたします。

※相続税の申告手続きは、お孫さま等において行うこととなりますので、所轄税務署にお問い合わせください。

(※3) 教育資金の支払いに充てられていなかった残額のうち、お亡くなりになった祖父母さま等からお亡くなりになる前に取得した価額に対応する金額。なお、取得した時期により計算方法が異なります。

管理残額の詳細についてくわしくは文部科学省作成(文部科学省ホームページに掲載)の「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」をご参照ください。

※文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

7. その他ご注意いただく事項

(ア) 本専用口座にお預け入れいただく前に支払われた教育資金は、非課税措置の適用対象外となります。

(イ) お預け入れされた資金を減額することはできません。

(ウ) 本専用口座からお引出後に教育資金を支払う場合、お支払先等をお聞きすることがございますので、予めご了承ください。また期限までに領収書等のご提出が無い場合、教育資金管理特約が終了となった年に贈与があったものとして、贈与税の課税対象となります。

(エ) 前項7の①または③の事由により教育資金管理特約が終了した時点で、教育資金非課税申告額から教育資金支出額を差し引いた残額(注)がある場合は、その残額が、契約が終了した日の属する年に贈与があったものとして贈与税の課税対象となります。②の事由により契約が終了となった場合は、贈与税は課税されません。

(注) 以下の部分の合計金額は残額として贈与税の課税対象となり、その年において他に贈与を受けた金額と合わせて贈与税の基礎控除額を超える場合や相続時精算課税の適用を受ける場合には、贈与税のご申告が必要です。

① お預入金額のうち、お引き出しをしなかった部分

② お引出金額のうち、以下の部分

・教育資金のお支払いに充当しなかった部分

(年間のお引出合計額が年間の領収書等の合計金額を超える部分を含みます)

・教育資金のお支払いとお引き出しの年が異なる部分

・教育資金のお支払いに係る領収書等を期限までにご提出いただけなかった部分

・学校等以外の者への教育資金のお支払いで累計500万円を超える部分

(オ) 学校等への振込にかかる振込手数料等は非課税措置の対象とはなりません。

(カ) 「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が施行されております。

子の育児に係る費用については、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」と

重複する部分がありますが、一回の支払いについて、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」と重複して適用を受けることはできません。

(キ) その他本専用口座の特約に反する取り扱いがあった場合には非課税措置の対象外となる可能性がありますので予めご了承ください。また、この特約を変更する場合は、あらかじめ変更の内容および取り扱いの期日を店頭に掲示し、その期日の到来とともに変更特約が発効するものとします。

以 上